

令和4年1月27日

就学前教育保育施設利用者 様
同施設利用者の雇用主 様

那覇市長 城間 幹子
(公印省略)

通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施期間の延長について (通知)

【第72報】

平素より新型コロナウイルス感染症予防対策に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、本県の感染状況は、依然として多数の感染者等が確認されており、本市内の就学前教育保育施設においても、感染者数及び休園数等はかつてない規模に拡大しております。

このような感染状況を勘案し、【第70報】において1月31日まで実施とした特別保育について、下記のとおり 2月20日(日)まで延長することとなりました。

つきましては、下記のとおり通常保育を休止し特別な事由に限定した保育の実施期間の延長について、御理解と御協力をくださるようお願いいたします。

なお、特別保育対象の園児についても、家庭保育が可能な日の登園自粛の要請は継続いたしますので、引き続きご協力くださるようお願いいたします。

※本決定事項は、1月27日現在であり、感染状況等により今後変更があり得ることを申し添えます。

記

1、保育対象は、保護者の全員が次の場合で(1)～(3)のいずれかに該当し、かつ休暇の取得が困難な場合とします。

- (1) 社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者
- (2) 社会福祉サービス等の事業者
- (3) その他、真にやむを得ない事情がある方

※詳細は、別添のガイドラインを参考にし、こども教育保育課まで御相談下さい。

2、実施期間：令和4年2月1日(火)～同年2月20日(日)

保育料等に関する問い合わせ先
那覇市こどもみらい課 保育グループ各担当
電話：861-6903

特別保育に関する問い合わせ先
那覇市こども教育保育課
電話：861-2113